

令和7年広審第9号

裁 決

モーターボートA係船浮標衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和6年5月2日22時33分

広島県呉港呉区

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 2.6トン

登 録 長 6.93メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

出 力 183キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部右側に舵輪、その右舷側に機関遠隔操縦装置、舵輪前方に魚群探知機一体型のGPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人4人を乗せ、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和6年5月2日21時15分広島港第1区の係留地を発し、呉港呉区南東部の釣り場で釣りを行ったのち、同区北部の釣り場に向かった。

ところで、呉港呉区中央部には、小麗女島灯台から103度（真方位、以下同じ。）1,550メートルに大型艦船係船用として直径約3.5メートルの鉄製の浮体からなる係船浮標K-1が、118度1,550メートルに同形態の係船浮標K-2（以下「K-2浮標」という。）が、110度1,240メートルに同形態の係船浮標K-3が、130度1,300メートルに同形態の係船浮標K-4が、120度900メートルに同形態の係船浮標K-5がそれぞれ海上自衛隊により設置されており、その各上部には、灯質が毎4秒に黄色1閃光で光達距離が3海里の簡易標識灯が備えられていた。

また、a受審人は、夜間、呉区南東部から同区北部の釣り場に向かう際、小麗女島灯台の灯光を船首目標とし、K-2浮標付近で同浮標を避けたのち、同灯台に向けて西行していた。

a受審人は、コースアップ表示で300メートル四方を表示させたGPSプロッターを作動させ、舵輪後方に立った姿勢で操縦に当たり、22時31分小麗女島灯台から118度1.4海里の地点で、針路を298度に定め、17.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

a受審人は、K-2浮標の手前約200メートルで同浮標を避けて

航行する予定でいたところ、２２時３２分半僅か前小麗女島灯台から１１８度１．０海里の地点に達したとき、Ｋ－２浮標が船首方３００メートルのところとなり、その後同浮標に向首続航する状況であったが、ＧＰＳプロッターに表示された過去の航跡を見ることに気をとられ、各係船浮標の簡易標識灯の見え具合からＫ－２浮標との相対位置を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、同浮標に向首して接近する状況に気付かずに進行した。

こうして、a受審人は、Ｋ－２浮標に向首続航し、２２時３３分小麗女島灯台から１１８度１，５５０メートルの地点において、Ａは、原針路及び原速力のまま、同浮標に衝突した。

当時、天候は曇りで風力１の北東風が吹き、潮候はほぼ低潮時に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、Ａは、左舷船首部外板に破口等を、Ｋ－２浮標は、手すりに曲損等を生じたが、のちいずれも修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件係船浮標衝突は、夜間、呉港呉区において、同区北部の釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、Ｋ－２浮標に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、呉港呉区において、同区北部の釣り場に向けて航行する場合、Ｋ－２浮標に向首進行することのないよう、各係船浮標の簡易標識灯の見え具合からＫ－２浮標との相対位置を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、ＧＰＳプロッターに表示された過去の航跡を見ることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同浮標に向首して接近する状況に気付かずに進行してＫ－２浮標への衝突を招き、船体及び同

浮標に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 8 月 6 日

広島地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁